

## 熊本市届出ナビシステム開発業務受託候補者の審査及び選定に関する実施要領

熊本市届出ナビシステム開発業務受託候補者の審査及び選定に関する実施要領に関し、以下のとおり定める。

### 1 審査方法

- (1) 本市職員で構成する「熊本市届出ナビ開発業務受託候補者審査会」において、提案書等及びヒアリングによる審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの評価点数を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

### 2 審査手順

- (1) 提案書等の受付時に、地域政策課（以下「事務局」という。）にて提案価格が予算上限額以内であるかを確認する。提案金額が予算上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各審査委員は企画提案書の記載内容を確認する。
- (3) 審査会で提案者へのヒアリングを実施する。
- (4) 各審査委員は「3 評価項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は提案者ごとに、(4)で各審査委員が評価した点数を合計し、全審査委員の合計点数を当該提案者の得点とする。

### 3 評価項目

別添「評価基準審査表」のとおり。

### 4 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、見積書に記載してある金額が最も安価な者を受託候補者とし、次に安価なものを受託次点候補者とする。見積書に記載している金額も同額の場合は、くじにより受託候補者、受託次点候補者を選定する。
- (2) いずれの提案も合計得点が540点未満の場合には、要求する水準に満たないものとして受託候補者の選定に至らないものとする。
- (3) 提案者が1者の場合は、合計得点が540点以上であれば、受託候補者として選定するものとする。
- (4) 評価基準の必須項目において、要件を満たしていない場合は受託候補として選定しないものとする。